

記者発表資料

平成 24 年 5 月 24 日

防災砂防課 砂防・傾斜地保全班

担当 小山（健）・春日

内線 3 2 3 2

仙台管区气象台予報課

担当 高橋

電話 022-297-8002

「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等に伴う 宮城県土砂災害警戒情報の暫定基準の変更について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」等により、震度 5 強以上を観測した市町村では地盤が脆弱になり、雨による土砂災害の危険性が通常より高まったと考えられるため、宮城県と仙台管区气象台は、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、宮城県と仙台管区气象台が、土砂災害発生状況、土砂災害危険箇所の点検結果及び降雨の状況をもとに検討した結果、下記のとおり土砂災害警戒情報の暫定基準を変更することとしました。

なお、今後も降雨による土砂災害の発生状況等に応じて、再度基準を見直してまいります。

記

1 暫定基準変更日時

平成 24 年 5 月 29 日（火）13 時

2 暫定基準の変更

【通常基準の 6 割を 8 割に変更する地域】

仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町東部、大郷町、富谷町、石巻市、東松島市、女川町、大崎市東部、涌谷町、美里町、気仙沼市、南三陸町、登米市、栗原市東部、仙台市西部、大和町西部、大衡村、白石市、蔵王町、川崎町

【暫定基準を廃止して通常基準とする地域】

七ヶ浜町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、七ヶ宿町、大崎市西部、色麻町、加美町、栗原市西部

本件に関する問い合わせ先

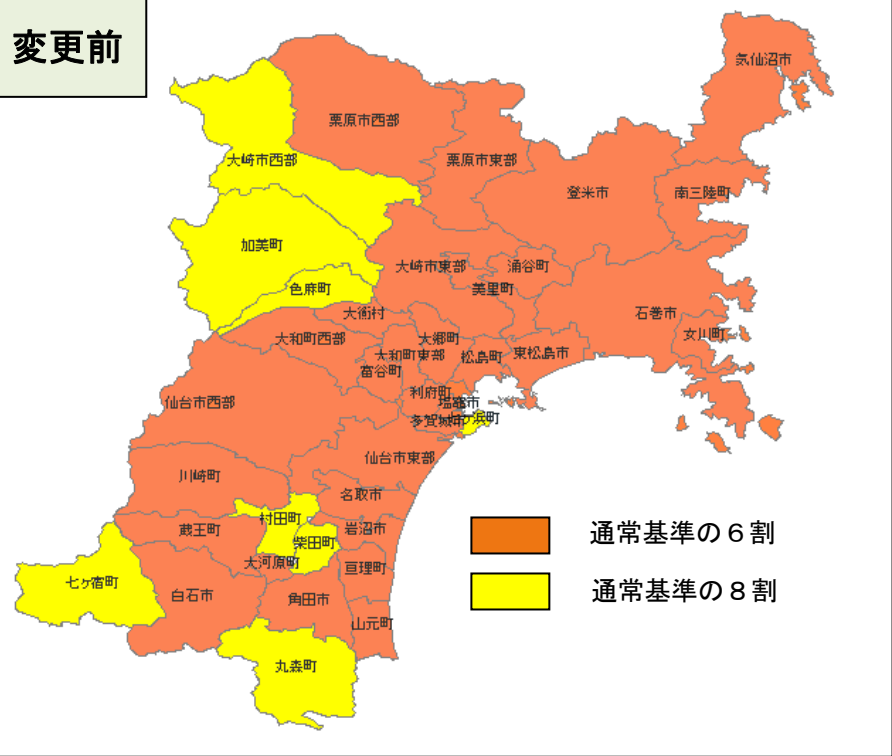
宮城県土木部防災砂防課

仙台管区气象台予報課

小山（電話 022-211-3232）

高橋（電話 022-297-8002）

変更前



変更後

